

重要事項説明書

〔介護予防〕認知症対応型共同生活介護用

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 六三会
代表者氏名	理事長 阪本 栄
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪狭山市岩室3丁目216番地の1 TEL 072-365-0181 FAX 072-367-3020
法人設立年月日	平成 3年 6月26日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム さやまの里
介護保険指定 事業所番号	2779300348号
事業所所在地	大阪府大阪狭山市岩室2丁目185の11
連絡先 責任者氏名	TEL072-367-0294 FAX 072-367-1836 主任 上野 洋亮
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪狭山市
利用定員	9名
開設年月日	平成13年 2月15日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業所が実施する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業所の介護支援専門員及び介護職員等が、要介護又は要支援状態の利用者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。事業に当たっては、大阪狭山市、他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものと連携に努めるものとする。その他については、厚生労働省及び大阪狭山市の条例に定める内容を遵守する。

(3) サービス提供時間

サービス提供時間	24時間体制
----------	--------

(4) 事業所の職員体制

管理者	阪本 秀樹
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 	常勤 1名
計画作成担当者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、利用者等へ説明、同意、交付を行います 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。 	常勤 1名 介護と兼務
介護職員	介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護、支援を行います。	常勤換算で 8名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 週間に 2 回以上、入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週 1 回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	その他	1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者や介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に準じて支払いを受けるものとする。

※ 料金表は別途添付

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①家賃	日額 1,600 円
②食費	朝食450円/食 昼食680円/食 夕食570円/食
③水道光熱費	日額 400円 共用部分の光熱水費は除きます。 また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日は、頂戴しません。
④管理費	日額 100円 外泊などにより、当該事業所に終日いない日は、頂戴しません。
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※サービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	利用料その他の費用の支払いについては、請求月の20日までに下記のいずれかの方法でお支払い頂きます。 （ア）事業者指定口座への振り込み（手数料は利用者負担） （イ）窓口で現金支払い
③ 領収書の発行	支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退所に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入所申込者の入所に際しては、主治医の診断書等により、当該入所申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- ① 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症対策マニュアル
ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への感染予防に関する研修を年2回実施します。
- ③ 他関係機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名	大阪さやま病院
	所在地	大阪狭山市岩室3丁目216-1
	電話番号	072-365-0181
	FAX番号	072-367-3020
	受付時間	9時～17時（夜勤医師在）
	診療科	精神科・神経科・内科・歯科

【連携施設】	施設名	介護老人保健施設 さやまの里
	所在地	大阪狭山市岩室2丁目185-11
	電話番号	072-365-5878
	FAX番号	072-365-4011
【主治医】	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	
【家族等緊急 連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	携帯番号	
	電話番号	

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 大阪狭山市役所 保健福祉部 高齢介護グループ	所在地 大阪狭山市狭山1丁目2384の1 電話番号 072-366-0011（代表） ファックス番号 072-367-1254（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
--	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保険名	日本GH協 総合補償制度
	補償の概要	対人・対物・管理財物賠償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

9 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの

相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速に対応します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 グループホーム さやまの里 上野 洋亮	所在地 大阪狭山市岩室2丁目185-11 電話番号 072-367-0294 ファックス番号 072-367-1836 受付時間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 大阪狭山市 保健福祉部 高齢介護グループ	所在地 大阪狭山市狭山1丁目2384の1 電話番号 072-366-0011（代表） ファックス番号 072-367-1254（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【府の窓口】 大阪府 健康福祉部高齢介護課	所在地 大阪市中央区大手前2丁目1-22 電話番号 06-6941-0351（代表） ファックス番号 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関に文書により掲示する方法にて公開します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得な

	<p>い限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	---

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	主任	上野洋亮
-------------	----	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、職員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。